（公印省略）

食生衛第８１０－２０号

令和４年１２月９日

　各生活衛生同業組合理事長　様

　（一社）群馬県食品衛生協会会長　様

　（公財）群馬県生活衛生営業指導センター理事長　様

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課長　浅見　成志

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」の改訂について

　平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

　さて、令和４年１２月１日（木）に開催しました、第９７回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添のとおり、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」の改訂を決定しました。

　つきましては、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いします。

　－改訂の概要－

　（１）警戒レベルについて、０～４の５段階から１～４の４段階への見直し

（２）警戒レベル移行の判断基準の「客観的な数値」については、国の分科会や対策本部の基準に準じて、警戒レベル４の数値指標として病床使用率／重症病床使用率８０％以上を追記

（３）国が示した社会経済活動の状況に関する事象については、必要に応じて関係団体等を通じて情報収集することを記載。あわせて、対応方針の選択肢として「医療ひっ迫防止対策強化宣言、医療非常事態宣言」を記載

　※詳細は『群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」』を御確認ください。

担当：生活衛生・動物愛護係

TEL：027-226-2445

FAX：027-220-4300

e-mail：eiseisuidou@pref.gunma.lg.jp